

新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワーク実施要領

1 目的

県内の社会福祉施設で感染者が発生した場合に迅速に対応するために、あらかじめ応援職員派遣及び代替サービス確保に向けた相互支援ネットワークを構築する

2 用語の定義

(1) 新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワーク

県内の社会福祉施設において、職員又は利用者が新型コロナウイルス感染者が発生したことに伴って、同一法人及び同一グループ内で人員確保等について可能な限りの対応※を行ったにも関わらず、直接処遇職員が不足する場合において、あらかじめ県に登録している他の社会福祉施設から職員派遣等を行う仕組みとする。

※人員確保の対応例

- ・ 同一法人・グループ内の施設間で応援派遣を行うための名簿の作成
- ・ 施設OB等への感染症発生時の協力依頼
- ・ 業務を最低限に絞る等、必要最低限の人数での非常時のシフトの検討
- ・ 相互協定等による法人間の連携 等

(2) 対象施設等

次に掲げる施設及び事業所であって、県内に開設されたものをいう。

①高齢者福祉施設

ア) 入所系

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

イ) 居宅系

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護
短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

②障害者福祉施設

ア) 入所系

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設

イ) 居宅系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、放課後等デイサービス、児童発達支援

③児童養護施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

④救護施設

(3) 協力施設等

県が募集する「新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワーク」への協力施設等名簿に登録された施設及び事業所をいう。

(4) 応援職員

原則として以下の条件を満たす者であること。協力施設等においては、応援職員の健康状態を健康診断結果等により事前に確認すること。

- ・感染症対策に関する研修（施設内研修を含む）の受講実績があること
- ・65歳未満であること
- ・以下のいずれにも該当せず、健康状態が良好であること
 - ① 65歳以上の者
 - ② 呼吸器疾患、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患を有する者
 - ③ 糖尿病、高血圧症、肥満（BMI \geq 25）の者
 - ④ 臓器の移植を行った者
 - ⑤ 免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている者
 - ⑥ 妊婦または妊娠の可能性のある者
- ・過去2週間以内に発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
- ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
- ・過去2週間以内に海外又は県外への往来をしていないこと
- ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと

3 各団体の役割

(1) 県及び高知市

① 応援要請に向けた情報収集・調整

感染者発生施設・事業所の情報を収集し、応援の可否について判断を行う。また、入所系施設において応援が必要な場合は、高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ協力施設等の選定及び協力施設等への応援要請を依頼する。

② 出向協定書の締結に向けた支援

出向先施設及び出向元施設から出向協定書の作成に必要な情報を収集し、出向協定書案を作成する等の支援を行う。

※出向協定書（ひな形）の内容を修正する場合は、協定を締結する施設間で協議の下、両者合意の上で締結頂くことになるので、各施設においては、加除修正を行う項目について事前に検討を行うこと。

③ 宿泊先の確保に向けた支援

感染者発生施設及び協力施設の職員の受入れが可能な宿泊先名簿を元に、宿泊候補先に受入れの依頼を行い、承諾を得た宿泊先情報（宿泊先名・担当者名・連絡先）を施設に通知する。

※宿泊先との契約は各施設が行う。

④ 応援職員の傷害保険の加入

出向先施設での業務中における怪我や新型コロナウイルス感染等に対応するため、

県が契約者となり傷害保険に加入する。なお、現時点の保険の内容は以下のとおり。

ア) 保険内容

傷害死亡・後遺障害 1億円

傷害入院(日額) 15千円

傷害通院(日額) 10千円

※特定感染症補償特約あり

※出向期間中に、該当事由が発生した場合は、出向職員が保険会社に対し、保険金の支払いを請求することができる。

イ) 対象者

新型コロナウイルス感染症社会福祉施設相互支援ネットワークにおける出向職員
(同一法人内での出向は対象外)

(2) 県社協

①協力施設等への応援要請(入所系)

県又は高知市から、入所系施設への応援要請があった場合に、協力施設等の選定及び協力施設等への応援要請を行い、その結果を県又は高知市へ報告する。

②協力事業所名簿の提供(居宅系)

居宅介護支援事業所及び相談支援事業所から代替サービスの提供について相談があった場合に、対象地域の協力事業所名簿を提供する。

(3) 種別協議会

協力施設等の選定・確保への協力についてご承諾をいただいている種別協議会においては、県社協から協力施設等の選定等について相談があった場合、可能な範囲で調整に協力を行う。

4 支援の実施

(1) 応援職員の派遣(入所系)

①手順

ア) 施設の職員又は入所者がPCR検査を受けたことが判明した場合、まずは県又は高知市(事業所所在地が高知市の介護事業所、障害福祉サービス事業所及び母子生活支援施設のうち高知市が所管する施設)に電話連絡を行う。また、陽性が判明した場合は、改めて電話連絡を行う

イ) 同一法人・グループ内での配置調整の結果、職員が不足する場合、県又は高知市に(様式4)をFAX送付し、応援協力を要請する

※応援職員数は、原則入院、自宅待機等により勤務できなくなった職員数を上限とする

ウ) 県又は高知市において応援職員派遣の要否について確認する

エ) 県または高知市から県社協へ(様式4)を元に出向調整を依頼

オ) 県社協は、協力施設名簿の中から、種別、立地、登録情報等を勘案し、応援職員派遣等の調整(個人の短期雇用候補者の確保を含む)を行う。

カ) 感染者発生施設が種別協議会の会員である場合は、種別協議会と連携し、応援職員等の派遣を調整する

キ) 出向先施設と出向元施設は出向協定を締結する。その際、出向元施設は、出向職員

から同意書を得ること。

【県及び高知市の担当課】

	高知県	高知市
高齢者福祉施設	高齢者福祉課	介護保険課
		高齢者支援課 ※
障害福祉施設	障害福祉課	障がい福祉課
児童養護施設等	児童家庭課	子ども家庭支援センター
救護施設	—	福祉管理課

※養護老人ホーム，ケアハウス，有料老人ホーム，サ高住

②応援職員派遣の形態

- ・協力施設は「在籍出向」として応援職員を派遣することとする
- ・勤務時間は、原則、出向先の勤務時間とし、時間外勤務及び休日勤務を求めないこととするが、出向元・出向先双方の合意がある場合はこれに限らない。なお、時間外手当、休日手当等についても原則出向元が支給することとするが、出向元・出向先双方の合意がある場合はこれに限らない
- ※時間外手当及び休日手当については県及び高知市の補助金の対象とする

③応援職員が従事する業務

ア) 感染者発生施設への派遣（直接派遣）

- a) 担当する利用者
 - ・濃厚接触者ではない利用者
 - ・濃厚接触者ではあったが、PCR 検査の結果が陰性となっている利用者
- b) サービスを担う場所
 - ・消毒等が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所
 - ・感染の疑いのない場所

※想定はしていないが同一法人・グループ内職員の大半が感染するなどし、感染者、濃厚接触者等がいる場所での勤務を要するケースが発生した場合には、個別に相談させていただく

イ) 感染者発生施設等へ職員を派遣した施設への派遣（間接派遣）

感染リスクがないため、担当する利用者及びサービスを担う場所は任意に設定

④派遣に伴う諸条件

- ・ユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、受入施設において準備の上、支給又は貸与する。※衛生用品の調達が困難な場合は県からの現物給付も可能
- ・1人の応援職員の出向期間は原則1週間かつ最大2週間
- ・直接派遣の場合は、出向終了後、PCR 検査を受け、一定期間出勤を控えることが望ましい。なお、出勤を自粛した期間は出勤したものとみなすこと（公休日及び有給休暇は除く）。また、ホテル等に宿泊する場合は県及び高知市の補助金の対象とする。

- ・ 応援職員派遣に必要な経費（協力手当、交通費、宿泊費、PCR 検査費用、損害保険料、代替職員人件費※等）は、出向終了後、出向元から県へ補助申請を行う
 ※応援職員派遣を行った施設が人手不足に対応するために、派遣会社等を通じて代替職員を確保した場合は、代替職員の人件費を県及び高知市の補助金の対象とする。なお、補助の対象となる期間は、応援職員の派遣期間及び出勤を自粛した期間に限る
- ・ 派遣業務の実施につき、応援職員が故意又は過失により受入先又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元が賠償責任を負うものとする。ただし、当該損害賠償が派遣先の助言（必要な助言をしなかった不作為行為を含む。）により生じたと認められる時はこの限りでない。
- ・ 出向先の職員の不足が解消した時、出向先において不適切な行為があった時、または出向元において感染症の発生等により職員の不足が生じた時等は、派遣の中止を申し出ることができることとする

（２）短期雇用候補者の確保（入所系）

①対象者

- ・ 施設 OB
- ・ 現職でない有資格者 等

②短期雇用の調整

- ・ 県社協は、短期雇用候補者名簿の中から、種別、立地、経歴等を勘案し、短期雇用の調整を行う
- ・ 感染者発生施設は、短期雇用候補者と雇用契約を締結する
- ・ 感染者発生施設は、短期雇用に必要な経費（人件費、協力手当、交通費、宿泊費、PCR 検査費用、損害保険料等）について、雇用終了後、県又は高知市へ補助申請を行う
 ※補助対象期間は、入院、自宅待機等により勤務できなくなった職員が職場に復帰するまでの期間とする

（３）代替サービスの確保（入所者受入）

職員派遣が困難な場合、感染者発生施設の人手不足に対応するため、協力施設において感染者発生施設の利用者のうち、感染の疑いのない利用者の受入れを行う。

利用者の受入れを希望する施設は、県又は高知市に（様式 5）を FAX 送付し、受入れ協力を要請する

県社協は、協力施設名簿の中から、立地、空床数等を勘案し、受入調整を行う。ただし、児童養護施設等については、県又は高知市が受入調整を行う

（４）代替サービスの確保（居宅系）

新型コロナウイルス感染者の発生等により休業した居宅サービス事業所に代わり、代替サービスの提供に協力が得られる事業所を募集する

①想定事例

- ・ 訪問介護（看護）サービス事業所の職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、サービスを提供できなくなった利用者への訪問介護（看護）サービスの提供
- ・ 在宅で介護していた家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、介護者が不在となった在宅の要介護高齢者又は重度障害児・者への短期入所サービスの提供 等

②協力調整

- ・ 県社協において協力事業所の名簿を作成
- ・ 休業などを行う事業所は、居宅介護支援事業所または相談支援事業所へ代替サービスの提供が必要な利用者情報等を通知
- ・ 居宅介護支援事業所及び相談支援事業所は、県社協に対し、必要に応じて名簿情報の提供を要請

※代替サービスを提供する居宅サービス事業所は、利用者の引き抜きはご遠慮下さい。
(利用者が希望する場合は除く。)

5 協力手当の額

以下のとおりとする。

- (1) 直接派遣
10,000 円／日
- (2) 間接派遣
3,000 円／日
- (3) 代替サービスの提供
10,000 円／日 (濃厚接触者 (陰性) 等にサービスを提供した場合)

6 名簿の有効期間

令和3年3月末までとする。変更があれば、随時連絡すること。

なお、来年度も取組を引き続き継続する場合は、改めて参画の意向調査を行うこととする。